

work and place コワーキングスペース会員規約

株式会社 mapB（以下、当社）が運営する work and place（以下、当施設）を利用する個人又は法人（以下、会員）が遵守すべき規則として「work and place コワーキングスペース会員規約」及び「work and place コワーキングスペース施設利用規約」（以下、本規約）を定めるものとします。

第1条（目的）

当施設は、新たなビジネスコミュニティを創造することにより会員相互のビジネス力向上及び地域の発展を目的として運営するものとします。

第2条（会員）

会員とは個人又は法人で第4条の入会資格を有し、第5条に定める手続きに基づき本規約を承諾の上、当施設及び当施設が提供するサービス（以下、本サービス）の利用申込手続き完了した者をいいます。

第3条（会員の種別）

会員には、メンバー会員・ビジター会員の種別があります。メンバー会員とは、月額料金を支払い当施設を利用する会員のことを、ビジター会員とは、時間若しくは一日単位で利用料金を支払う会員のことを総称します。

第4条（会員資格）

本条各項に定める事項を共に満たす者に限り当施設の会員資格を有するものとします。

1. 満15歳以上であること。
2. 公的且つ有効な身分証明書を提示できること。

第5条（会員資格手続）

1. 入会希望の方は、「【work and place 会員申込書】」（以下、申込書）と共に当社が別途定める必要書類を提出するものとします。
2. 入会希望の方は、申込書を提出することにより本規約に同意したものとします。
3. 当社は、申込書及び本条第1項に定める書類をもとに当施設の利用可否について審査します。なお申込者は審査に対して一切異議を申し立てることは出来ないものとします。
4. 入会希望の方は、入会時に事務手数料として1か月利用相当金を当社へ支払うものとします。ただし、ビジター会員はこの限りではなく300円を当社へ支払うものとします。

ます。

5. 前項の事務手数料は、申込取消・会員資格剥奪等いかなる事由であっても返還しないものとしします。
6. 入会希望の方は、入会時に年会費を支払うものとしします。ただし年会費は、12月締めにて計算し、入会月から12月までの残月数分を月割りにて支払うものとしします。

第6条（会員サービス）

1. 会員は、本規約に従い **work and place** 内において会員サービスを利用することが出来るものとしします。
2. 会員は、本規約に従いサービスが全部又は一部制限されることがあることをあらかじめ承諾するものとしします。
3. 当社は、本条第1項に定める権利以外、当施設の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を付与するものではありません。
4. 会員は、本規約に定める債務を履行しなければなりません。
5. 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡及び貸与することはできません。
6. 当社は、サービス内容が変更される場合事前に会員に告知するものとしします。

第7条（会員の地位）

1. 当社は、メンバー会員が所持する IC カード及びスマートフォンに対して、当施設への入室権限を付与します。（以下、会員が所有する入室権限の付いた IC カード及びスマートフォンを「メンバーカード」）ただし、ビジター会員はこの限りではありません。
2. メンバー会員は、次の各項のいずれかひとつに該当した場合、メンバーカードを当社にただちに返却するものとしします。また返却されない場合においても、当社はメンバーカードから当施設への入室権限を削除します。
 - (1) 解約したとき
 - (2) 契約期間が満了したとき
 - (3) 第8条又は第9条に基づき解約もしくは会員資格の剥奪をしたとき
 - (4) その他当社がメンバーカードの返却が必要であると判断したとき
3. 会員は、メンバーカードを紛失した際は速やかに当社に報告し、再発行の手続きをおこなうものとしします。

第8条（解約）

1. メンバー会員は、解約希望月の前月15日まで（個室契約をおこなっている会員は前々月15日まで）に、当社規定の解約届を提出することにより、解約希望月の末日をもって解約することが出来ます。

2. メンバーは、メンバー資格を解約した際は、メンバーとしてのすべての権利（当社への債務は除く）を失い、当施設の利用は出来なくなります。
3. 当社は、解約日にメンバーカードの入室権限を削除します。

第9条（会員資格の剥奪）

1. 当社は、会員が次の各項のいずれかひとつに該当した場合、催告することなくその会員の資格を剥奪することが出来るものとします（以下、「会員資格剥奪処分」）。
 - (1) 本規約に定める事項に違反したとき又はその疑いがあるとき
 - (2) 会員資格手続時に提出した書類に虚偽があったと発覚したとき
 - (3) 利用料金及びその他費用を2週間以上滞納したとき
 - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、その他の倒産手続の申立当により経済的信用を失ったとき
 - (5) 他の会員又は当社に対し迷惑となる行為をしたとき
 - (6) 当施設での喫煙及び火器の取り扱いをしたとき
 - (7) 当施設でネットワークビジネス、宗教活動及び政治活動をおこなったとき又はその疑いがあるとき
 - (8) 当社に登録してある電話番号及びメールアドレス等に対して1か月以上連絡がつかないとき
 - (9) その他会員としてふさわしくないと当社が判断したとき
2. 会員資格剥奪処分を受けた会員は、会員としてのすべての権利（当社への債務は除く）を失い、当施設の利用は出来なくなります。
3. 会員資格剥奪処分を受けたことにより、会員または第三者が損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条（禁止事項）

当施設内および当施設近隣において、会員は次の行為を禁止することとします。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 喫煙及び火器の取り扱いをすること。
- (3) 当施設の設備、備品を許可無く持ち出すこと。
- (4) 他の会員や従業員に対し迷惑、脅迫、暴力及びストーカー行為をおこなうこと。
- (5) 当社の許可なく、物品の販売、営業行為をおこなうこと。
- (6) ネットワークビジネス、宗教活動及び政治活動をおこなうこと。
- (7) 他の会員の秘密情報を無断利用及び漏洩すること。
- (8) 法令、条例に違反する若しくはその疑いのある行為。
- (9) 動物を持ち込むこと。
- (10) 当社又は会員の運用するコンピューター、電気通信設備等に支障を及ぼ

す若しくはその疑いのある行為。

- (11) 他の会員に不快感を与える身だしなみをする事。
- (12) その他当社により不適切であると判断した行為。

第11条（施設利用料金の支払い）

1. 会員の施設利用料金（以下、施設利用料金）は、当社の定めに従い支払うものとします。
2. メンバー会員が資格手続をおこなった月の施設利用料金は、日割り計算とし支払うものとします。
3. メンバー会員は、毎月25日までに翌月利用分の施設利用料金を支払うものとします。
4. メンバー会員が支払った施設利用料金は、如何なる事由によっても返還しないものとします。
5. 当社は、施設利用料金の金額、支払方法及び支払日を変更出来るものとします。
6. ビジター会員の支払い方法は、「work and place コワーキングスペース施設利用規約」に別途定めるものとします。

第12条（会員プランの変更）

会員が会員プランの変更を希望する際は、変更希望月の前月15日までに、当社規定の変更届を提出することにより、変更希望月の初日をもって変更することが出来ます。

第13条（損害賠償）

会員は、当施設の利用に際し本規約若しくは法令に違反したことによって、当社又は他の会員に損害を与えた場合、自らの費用と責任においてこれを賠償する義務を負い、当社には一切迷惑をかけるものとしません。

第14条（サービスの終了）

1. 当社は、会員に対し事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部を終了することが出来ます。
2. 会員は、当社が本条第1項に従い本サービスの終了をする場合、それに伴い発生した損害の請求は一切出来ないものとします。

第15条（所持品の管理）

当施設利用時の会員所持品管理は、会員の責任においておこなうものとし、当施設内で生じた盗難、紛失についても当社は一切責任を負わないものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービス提供を通じて知り得た利用者の個人情報（以下、個人情報）を適切

に取り扱うものとします。

2. 会員は、会員の個人情報を当社が次項の目的にて使用することに同意するものとします。
 - (1) 本サービスの提供のため
 - (2) 本サービス運営上必要な事項を会員に周知するため
 - (3) 本サービスに関連する情報やサービスを会員に案内するため
3. 当社は、本サービスを運営するために必要な業務を第三者に委託することがあります。この場合当社は、業務上必要な範囲内で会員の個人情報を当該受託業者へ開示します。会員は、あらかじめこれに同意するものとします。
4. 当社は、前項に定める場合のほか、次項のいずれかに該当する際は、会員の個人情報を開示することがあります。
 - (1) 裁判所、検察庁、警察またはこれら権限を公的に有する機関から開示を求められた場合
 - (2) 個人の生命、身体又は公共の安全を守るために緊急であると判断した場合
 - (3) 当社が、本サービスの維持・向上のために必要であると合理的に判断した場合

第17条（各種イベント・セミナーの開催及び開催サポート）

1. 当社は、当施設において、当社又は当社関係先が主催する各種イベント・セミナー（以下、イベント等）を開催します。
2. 会員は、当施設においてイベント等の開催を希望する場合、当社に対しスペース利用申込書を提出し、事前に承諾を得た場合、自身の責任のもと開催出来るものとします。
3. 会員は、イベント等を開催する場合に使用するスペースの利用料金（以下、スペース利用料金）を、イベント開催日前日までに支払うものとします。

第18条（免責事項）

当施設及び当施設内設備の利用によって起因した事故・損害に対し、当社に故意又は重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

第19条（反社会的勢力排除）

1. 会員は、現在暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力）に該当せず、また反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に所属しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社は、会員が次号のいずれかに該当する場合、何らかの手続きを要することなく、速やかに会員資格を剥奪することができ、会員に損害が生じた際もこれを賠償することを要しません。

- (1) 反社会的勢力であると認められるとき。
- (2) 会員が反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (3) 会員が反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜供与するなどの関与をしていると認められたとき。
- (4) 会員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 会員自ら又は第三者が、暴力的な要求行為、法的責任を超えた要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計若しくは威力を用いて信用を毀損する行為、又は業務を妨害する行為に及んだとき。

第20条（協議事項）

本規約において疑義が生じる若しくは本規約に定めのない事由が生じた場合は、当社と会員は協議の上解決するものとします。

第21条（管轄裁判所）

本規約に関し会員と当社の間で紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

2018年3月1日発効

以上

work and place コワーキングスペース施設利用規約（神戸北野）

第1条（目的）

work and place コワーキングスペース施設利用規約（神戸北野）（以下、本規約）は、株式会社 mapB（以下、当社）が運営する work and place（以下、当施設）の会員が、当施設及び当施設が提供するサービス（以下、本サービス）を利用するにあたり必要な事項を定めるものとしてします。

第2条（施設利用目的）

当施設は、work and place コワーキングスペース会員規約で定める会員が、自らのワークスペースとして利用することにより、会員相互のビジネス力が向上することを目的とします。

第3条（施設利用権限）

当施設は会員のみ利用することが出来ます。

第4条（営業時間）

当施設は、24時間営業（以下、営業時間）とし、会員に本サービスを提供するものとしてします。なお、当社が営業時間の変更をおこなう際は、事前に会員への通知をおこなうものとしてします。

第5条（利用方法）

1. 会員は、入会時に選択した本サービスの利用プラン（以下、利用プラン）の範囲内で本サービスを受けることが出来るものとし、本項各号いずれかを選択するものとしてします。なお、（1）fulltime（2）weekday 会員は、【work and place 芦屋】の利用も含むものとする。当社は会員に対し事前に通知することにより、利用プランの全部又は一部を変更することが出来ます。

- 会員
- （1）fulltime
 - （2）weekday
 - （3）バーチャルスタンダード
 - （4）バーチャルライト

第6条（施設利用料金）

1. 会員は、利用プランごとに定める施設利用料金を当社に支払うものとしてします。なお、支払い方法は本条各項に定めるものとしてします。

2. バーチャルプラン及び住所利用サービスに関しては、利用最低期間を6カ月間とします。
6ヶ月未満のサービス解約に関しては、6ヶ月分の利用相当料金を支払うものとします。

利用プラン	利用可能時間	施設利用料金	MTG ルーム	事務手数料	年会費
fulltime	24 時間	30,000 円/月	10 時間/月無料 以降 1,050 円/ 時間	1 か月相当	12,000 円/人
weekday	9 時～21 時 (月～土)	20,000 円/月	10 時間/月無料 以降 1,200 円/ 時間	1 か月相当	12,000 円/人
バーチャル スタンダード	9 時～21 時 (月～土) 20 時間/月	15,000 円/月	1,200 円/時間	1 か月相当	12,000 円/年
バーチャル ライト	—	10,000 円/月	—	1 か月相当	12,000 円/年

第7条 (サービス内容)

1. 当施設にて会員が利用出来るサービス内容は以下のとおりとします。

(1) ワーキングスペース

会員は、利用プランごとに定められた範囲内において、当施設をワーキングスペースとして利用することが出来るものとします。

(2) 応接ブース

会員は来客対応及び打合せに関してのみ、【1時間/1回/同時に来客3人以下まで(以下、1グループ)】は、応接ブースを無料で利用出来るものとします。それ以上の時間及び人数での来客対応には、ミーティングルームを利用するものとします。なお、ワーキングスペースの稼働状況に応じて利用出来ない場合があることを了承するも

のとします。

(3) ミーティングルーム

会員は、当施設内のミーティングルームを有料にて利用することが出来ます。原則、事前予約を優先とするものとし、1時間以上で利用可、延長時間は30分単位と致します。

(4) 住所、転送電話番号、ポスト利用サービス

会員は、以下に定める範囲内において有料にて当施設の住所を利用すること（以下、住所利用サービス）が出来ます。サービス利用代金は、施設利用料金と合わせて当社へ支払うものとし、当社が別途定める書類を提出し住所利用サービスの利用可否について審査します。なお申込者は審査に対して一切異議を申し立てることは出来ないものとし、

- ①郵便物等の送付先住所として使用すること。
- ②会員が個人の場合、個人事業主としておこなう業の主たる所在地として、名刺、各種文書、webサイトなどに記載すること。
- ③会員が法人の場合、当該法人のおこなう業の本店所在地として登記する、若しくは名刺、会社案内、各種文書、webサイトなどに記載すること。
- ④転送電話専用番号を任意で貸すものとし、
- ⑤個室契約をしている会員はポストの利用が出来るものとする。なお、郵便物等の破損、紛失、盗難などについて当社は一切責任を負わないものとし、

(5) ロッカー利用サービス

会員は、当施設に設置するロッカーの利用を希望する場合、当社がその利用を承諾した時に限り有料で利用することが出来るものとし、（以下、ロッカー利用サービス）サービス利用代金は、施設利用料金と合わせて当社へ支払うものとし、ただし、fulltime会員は、無料にてロッカー利用サービスを受けることが出来るものとし、

- ①当社は、ロッカー利用サービスの利用者に対し当該ロッカーの鍵を貸与するものとし、
- ②ロッカーへの出し入れ可能時間は、利用者の属する利用プランに準ずるものとし、
- ③利用者が貸与された鍵を紛失、破損した時は、鍵の交換費用として5,000円を当社に支払うものとし、
- ④利用者がロッカー利用サービスを終了したい場合は、終了希望月の前月15日までに、当社に申し出ることにより、終了希望月の末日をもって解約することが出来ます。
- ⑤当社は、以下に該当する場合、利用者の承諾を得ることなく、ロッカー内の確認をおこなうことが出来るものとし、

- (ア) 本規約に違反をした場合
 - (イ) 利用料金を滞納した場合
 - (ウ) 不適切な利用であると当社が判断した場合
- ⑥ロッカー利用サービスにおいて、以下に記載するものはロッカーへの収納を禁止するものとします。
- (ア) 可燃性のもの
 - (イ) 臭気を発するもの、腐敗するもの、不潔なもの
 - (ウ) 生き物
 - (エ) 現金、クレジットカード、預金通帳などの貴重品
 - (オ) その他当社において保管物として適さないと判断したもの
- ⑦ロッカー利用サービスについて、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (6) キャリア相談及びキャリアコンサルティング
- 会員は、当施設内ワークスペース利用時において、キャリアコンサルティング技能士のキャリア相談を受けることが出来るものとします。ただし個別で、キャリアコンサルティングを希望する場合は別途有料にて利用することも出来ます。

サービス内容	メンバー会員
ミーティングルーム	10 時間/月無料、以降 1 時間 1 室 1,500 円
住所、転送電話番号、ポスト利用サービス	10,000 円/月
オプションフロア利用	free
ロッカー利用サービス	3,000 円/月
キャリア相談	free
キャリアコンサルティング	ask
フォンブース	free
Wi-Fi 環境	free
シュレッダー	free

第8条（施設利用上の注意）

1. 会員は、以下に記載する事項を遵守するものとします。
 - （1）当施設に駐車場はございません。適切に近隣の駐車場をご利用ください。
 - （2）携帯電話での通話は当施設内フォンブースなど指定場所をご利用ください。
 - （3）当施設内での飲食は自由です。ただし、他の会員の方への適切な配慮をお願い致します。（におい、汚れ、食べこぼし等）
 - （4）当施設内キッチン、シンク、電子レンジ、冷蔵庫、ポット、トースター等のご自由にお使いください。ただし他の会員の方への適切な配慮をお願い致します。（清潔、良識的な利用等）
 - （5）アルコール類の持ち込みはお断り致します。18時以降、当施設にて購入、適量をお召し上がりください。
 - （6）当施設への危険物、汚物及び火器類の持ち込みは厳禁です。
 - （7）当施設利用時に発生したゴミは、適切に分別して廃棄していただくかお持ち帰りください。
 - （8）当施設内での写真、動画の撮影をご了承ください。当社ホームページ、ブログへの掲載及びSNSへの投稿のために使用致します。
 - （9）当施設の備品は丁寧かつ適切にご利用ください。
 - （10）緊急時、災害時は当施設スタッフの指示に従ってください。
 - （11）当施設に宿泊することは禁止致します。
 - （12）共有スペースに私物を置くことはご遠慮ください。
 - （13）プライベートサウナ、シャワールーム、仮眠室などオブションフロアを利用の際は、安全に十分注意し、清潔且つ適切にご利用ください。次の者についてはサウナを利用しないことを定めます。
 - ①泥酔者、下痢症状のある等、他の入浴者の入浴に支障を与える恐れのある者
 - ②入浴を通じて人から人へ感染させるおそれのある感染症に罹患している者
 - ③上記①②に該当しないかどうかは、利用者の入室の際にセキュリティカメラ映像を通じリアルタイムで確認し、利用してはならないと判断される場合には、即時にセキュリティ会社に連絡の上、利用を中止して頂きます。
 - ④利用者が利用終了予定時刻に退室しているかの確認は、セキュリティカメラ映像を通じてリアルタイムに確認します。予定時刻になっても退室が認められない場合はセキュリティ会社への通報及び状況確認を行います。
 - ⑤サウナ利用に関しての異常を探知した際には、運営者直通の携帯電話番号に連絡出来るよう、サウナ室外廊下部分に連絡先を掲示致します。なお、本電話番号は、サウナ利用の異常のみならず、衛生上の対応が必要な場合（公衆浴場施設が汚染等され、即時清掃・消毒が必要等）にも利用出来る連絡先です。

(14) 当施設内共用スペース及び入口には、利用者の安全のためセキュリティカメラを設置していますのでご了承ください。

第9条 (その他)

「work and place コワーキングスペース施設利用規約」(神戸北野)に定めのない事項に関しては、「work and place コワーキングスペース会員規約」に準ずるものとします。

2018年3月1日発効

2018年7月1日改定

2020年2月1日改定

2020年5月1日改定

2020年9月1日改定

2023年3月1日改定

2023年5月1日改定

2024年4月1日改定

以上